

令和8年5月28日

報道機関各位

市県民税特別徴収税額の変更通知書 (納税義務者用) の印刷誤りについて

財政部市民税課

令和8年5月15日に発送した令和7年度市県民税特別徴収税額の変更通知書について、税額の計算根拠となる所得控除欄の印字位置を誤った状態で印刷し、特別徴収義務者である給与支払者を經由して納税義務者に送ってしまっていたことが判明しました。

- 1 発生（判明）年月日** 令和8年5月26日（火）
- 2 件数** 69事業所、164人分（勤務先の異動等により新たに別の事業所で市県民税を特別徴収されることになった人）
- 3 原因** 税制改正に伴い特別徴収税額決定（変更）通知書を印刷する際に用いる blank 用紙の様式を令和8年度から変更したため、令和7年度分の変更通知書を印刷する際に使用する印刷用データは、新様式の印字位置に調整して納品するよう課税システムの運用委託業者に指示するべきでしたが、その指示が漏れ、また納品された印刷用データの印字位置の確認をしないまま印刷業者に発注をかけたことが原因です。
- 4 影響** 税額の計算根拠となる所得控除欄の各控除金額の印字位置がずれている（例：医療費控除の金額が社会保険料控除欄に記載されている）ため、課税根拠を正確に確認することができません。なお、所得控除の合計額、所得金額、税額についての影響はありません。

5 対応 特別徴収義務者である事業所に対して、謝罪と経緯の説明を電話連絡するとともに、納税義務者本人への謝罪文と修正後の変更通知書を発送し、交付を依頼しました。

6 再発防止策 今後、このような誤りを起こさないよう、年度が切り替わる際や様式に変更がある場合は、課税業務システムの運用委託業者と印刷を行う委託業者に対し、印刷用データと印刷用紙の形式を年度ごとに明確に指定するとともに、印刷業者がテスト印刷したものへの複数の職員による二重確認を徹底する等、チェック体制を強化してまいります。

問い合わせ先 市民税課 横堀 TEL0270 - 27 - 2715 / 内線 2225